

○一関工業高等専門学校学生会特別委員会細則

(平成5年11月18日制定)

第1章 総 則

第1条 この細則は、一関工業高等専門学校学生会規約（以下「規約」という。）第32条の4に基づき、特別委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条 規約第44条により、委員会の活動はすべて顧問の指導と助言を受けるものとするが、委員会の委員相互が理解協力し、自主的運営をするものとする。

第2章 顧問及び委員長

第3条 委員会の顧問は、委員会の意見を考慮のうえ、校長が任命する。

第4条 委員長は、委員会を統制し、委員と顧問との連絡を計らなければならない。

第5条 委員長は、やむを得ない事情から辞任を欲する場合は、委員の承諾を得なければならない。

2 辞任を認められた場合は、顧問に連絡し直ちに後任を決めなければならない。

第3章 退 会

第6条 委員は、やむを得ない事情から委員会の退会を欲する場合は、委員長の承認を得なければならない。

第4章 新設及び解散

第7条 委員会の新設は、役員会が発議するものとし、評議会の議を経たうえで、学生総会及び校長の承認を得なければならない。

第8条 評議会が不必要と認めた場合、学生総会に諮り、校長の承認を得て、委員会を解散することができる。

第5章 運 営

第9条 特別委員会にかかる運営費の予算構成は、役員会において立案するものとする。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。